

【被用者年金一元化関係資料目次】

○制度的な差異の取扱いについて

- ・厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する
給付調整の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・60歳前半の公務員OBに対する年金支給停止の強化・・・・・・・・・・ 4
- ・老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改正に
おける既裁定者の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計・・・・・・・・ 6
- ・加給年金額の加算要件に係る加入期間の取扱い・・・・・・・・・・ 7
- ・国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく老齢年金の
支給停止の現行の取扱い（2階部分）・・・・・・・・・・ 8
- ・地方公共団体の長の加算特例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

○追加費用等について

- ・追加費用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・追加費用の減額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・共済年金における追加費用の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・追加費用総額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・文官恩給（国支給）と追加費用（国共済）の推移・・・・・・・・・・ 15

○制度体系、事務組織、積立金の管理運用について

- ・関係条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・基礎年金の費用負担の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・被用者年金各法における財政検証等に関する規定・・・・・・・・・・ 19
- ・事務組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・国内債券及び国内株式会社の市場規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・被用者年金各制度の積立金運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・積立金運用に係る資産構成割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・共済の独自運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

○被用者年金一元化の閣議決定(18.4.28)について（概要）・・・・・・・・・・ 26

○被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について(閣議決定)・・・・・・・・ 27

○「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」に関する参考資料

- ・これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ・年金制度の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ・被用者年金制度の保険料率の統一・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ・積立金の仕分け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- ・共済年金の職域相当部分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ・遺族共済年金の転給制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- ・支給開始年齢早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②老齢給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者） ・65歳までは低在老方式。 ・65歳以降は高在老方式。 ○制度間（共済年金加入者） ・支給停止なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
③障害給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者）、制度間（共済年金加入者）ともに給付調整なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者の者があれば、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者の者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）
⑦60歳前の繰上げ年金	○なし	○組合員期間等が25年以上あり、組合員期間が20年以上ある者が支給開始年齢前から退職共済年金受給を希望したときに、希望したときから減額受給できるもの。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [老齢(退職)給付版]

	厚生年金被保険者等 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [障害給付版]

	厚生年金被保険者 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。

・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

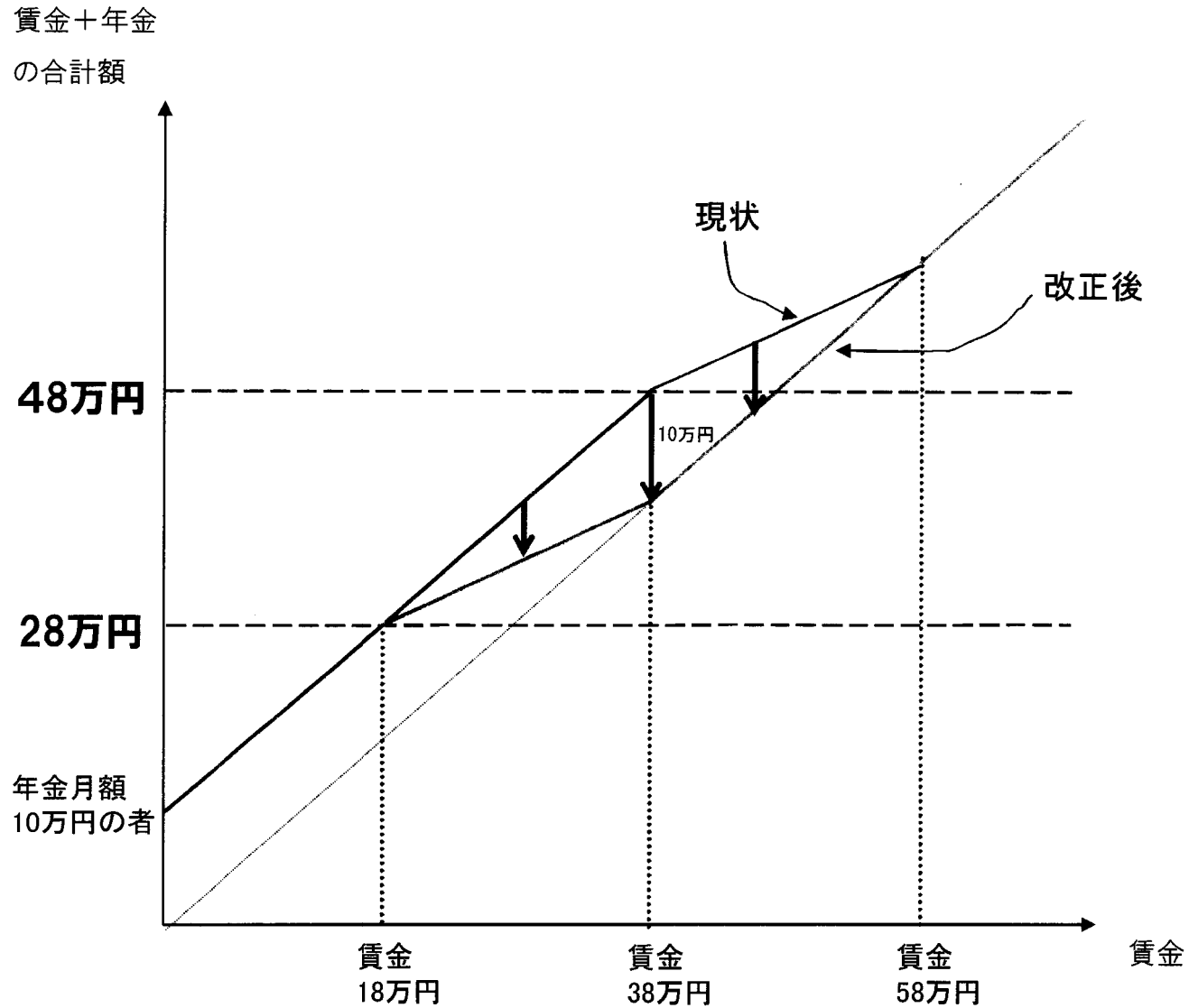
・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。

・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

60歳台前半の公務員0B等に対する年金支給停止の強化



老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改正 における既裁定者の取扱い

平成6年改正(厚生年金・共済年金) (平成7年4月施行)

- 60歳台前半の者に適用される在職支給停止について、賃金の増加に応じ、賃金と年金の合計額が増加するよう改正
- 施行時60歳以上の者については、改正後の方式と改正前の方式とを比べて、停止額の少ない方を適用する経過措置を実施

平成12年改正(厚生年金) (平成14年4月施行)

- 60歳台後半の者にも在職支給停止の仕組みを導入(60歳台前半より緩やかな減額方法)
- 施行時65歳以上の者(受給権が発生していない者を除く)については、非適用とする経過措置を実施

平成12年改正(共済年金) (平成16年4月施行)

- 他の被用者年金制度加入中の支給停止について、従来の「緩やかな所得制限」から「厚生年金の60歳台後半の者に係る在職支給停止の仕組み」に切替え
- 施行時67歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施(それ以外の者については、既得権保障を行う特段の経過措置なし)

平成16年改正(厚生年金・共済年金) (平成19年4月施行)

- 70歳以上の者にも「60歳代後半の者に係る在職支給停止」と同様の仕組みを導入
- 施行時70歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施

厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計

○70歳以上

○うち80歳以上(再掲)

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	381		156	
～ 150.0	92	24.2	57	36.3
150.0 ～ 199.9	47	36.6	24	51.4
200.0 ～ 249.9	50	49.6	19	63.7
250.0 ～ 299.9	24	55.8	7	67.9
300.0 ～ 349.9	38	65.8	11	74.9
350.0 ～ 399.9	25	72.5	8	80.3
400.0 ～ 449.9	11	75.5	3	82.5
450.0 ～ 499.9	13	79.0	5	85.9
500.0 ～ 549.9	5	80.4	2	87.1
550.0 ～ 599.9	5	81.6	1	87.7
600.0 ～ 649.9	12	84.9	4	90.0
650.0 ～ 699.9	3	85.6	2	91.2
700.0 ～ 749.9	7	87.3	2	92.5
750.0 ～ 799.9	4	88.3	1	93.0
800.0 ～ 849.9	2	88.7	1	93.6
850.0 ～ 899.9	4	89.7	1	94.3
900.0 ～	39	100.0	9	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	28.9		22.9	

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	59		33	
～ 150.0	23	38.8	15	45.5
150.0 ～ 199.9	6	48.2	5	60.3
200.0 ～ 249.9	6	58.7	3	69.4
250.0 ～ 299.9	2	61.3	1	73.3
300.0 ～ 349.9	4	67.8	2	78.5
350.0 ～ 399.9	4	74.8	1	82.7
400.0 ～ 449.9	1	76.7	1	84.8
450.0 ～ 499.9	2	79.3	1	88.6
500.0 ～ 549.9	1	80.3	0	89.7
550.0 ～ 599.9	1	81.7	0	90.1
600.0 ～ 649.9	2	84.5	1	92.0
650.0 ～ 699.9	0	85.2	0	92.4
700.0 ～ 749.9	1	86.5	0	93.4
750.0 ～ 799.9	1	87.9	0	93.6
800.0 ～ 849.9	0	88.3	0	93.8
850.0 ～ 899.9	1	89.2	0	94.6
900.0 ～	6	100.0	2	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	26.3		20.8	

- (注) 1. 健康保険被保険者実態調査(平成16年10月)をもとに推計したものである。
 2. 網掛け部分は年金額(一部または全額)が支給停止となる階級である(対象者数合計11.5万人)。さらに、濃い網掛け部分は年金額が全額支給停止となる階級である(対象者数合計7.0万人)。
 3. 支給停止となるか否かについては、全員が老齢相当の平均年金月額(報酬比例部分:男子 118,995円、女子 50,203円)を受給するものと仮定して推計している。

加給年金額の加算要件に係る加入期間の取扱い

【現行の加給年金の加算要件について】

- 加給年金については、被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合であって、一定条件を満たす配偶者や子（※）を有するときに、当該老齢厚生年金に加算されること。

※ 加給年金額の加算要件について、具体的には以下のとおり。

- ① 被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合で、
- ② 当該老齢厚生年金の受給権を有する者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの間にある子若しくは20歳未満の障害等級1級・2級の障害のある子を有するときに加算される。

- 加給年金額の加算要件期間については、それぞれの被用者年金制度に係る加入期間を個々に計算し、複数の加入期間を有する場合は、各期間を通算しない。

【制度統合後の加給年金の加算要件について】

- 加給年金額の加算要件期間については、従前の被用者年金制度に係る加入期間を複数有する場合、制度統合により、各期間を通算することになる。
- したがって、従前、厚生年金と共済年金個々では加算要件期間を満たさない者であっても、通算することによって、加給年金額の加算要件期間を満たすことが可能となる場合がある。

《事例》

- ・ 厚生年金に係る被保険者期間 10年
- ・ 共済年金に係る組合員期間 15年

（現行）

それぞれの加算要件期間が20年未満であるため、加給年金額は加算されない。

（制度統合後）

通算することにより加算要件期間が20年以上となるため、加給年金額が加算。

国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく 老齢年金の支給停止の現行の取扱い（2階部分）

- 厚生年金においては、「自制度の被保険者（支え手）である間は支給停止する」という考え方。国会議員や地方議会議員は被用者でなく、厚生年金の被保険者でないことから、その歳費等を勘案した年金支給停止の仕組みは設けられていない。
- 共済年金においては、国会議員や地方議会議員が他の被用者年金制度の加入者と同様の状況（歳費等が給与所得扱いであること等）にあることを踏まえ、他の被用者年金制度の加入者と同様、「緩やかな減額方法」により年金を支給停止する仕組みとなっている。

（参考）国会議員又は地方議会議員である場合の老齢年金支給停止の状況（平成16年度末現在）

	国共済	地共済	私学共済
議員である受給権者数	572人(国45、地方527)	3,158人(国22、地方3,136)	61人(国4、地方57)
支給停止者数	226人(国45、地方181)	1,460人(国22、地方1,440)	27人(国4、地方23)
支給停止額	181,457千円 (国50,620、地方130,837)	1,264,128千円 (国22,942、地方1,241,186)	10,810千円 (国1,323、地方9,486)
年金総額と 上記の占める割合	17,588億円 0.01%	45,006億円 0.03%	2,729億円 0.004%

地方公共団体の長の加算特例の概要

1 概 要

- 地方公共団体の長も、一般の地方公務員と同様、地方公務員共済制度に加入。
- 支給要件も、一般の地方公務員と同様、組合員期間等が25年以上である者が、退職した後に65歳に達したとき等に支給。
- 地方公共団体の長であった期間が12年以上である者の退職共済年金の額には、平均給与月額の43.846/100が特例加算。

※平均給与月額が87万円（掛金の標準となった給料、期末手当等共に現行の地共済法の上限額とした場合）の加算額

$$\underline{870,000 \text{ 円} \times 43.846/100 = 381,460 \text{ 円 (年額)}}$$

2 加算特例の乗率設定の考え方

- 60年改正前は、長の期間12年で年金受給資格を満たし、一般組合員（20年で受給資格）の年金額の35/40を受給。

$$\begin{array}{l} \text{長} \quad \quad \quad \text{最終俸給} \times \{35/100 + (\text{長の期間} - 12 \text{ 年}) \times 1.5/100\} \\ \text{一般組合員} \quad \quad \text{最終俸給} \times \{40/100 + (\text{組合員期間} - 20 \text{ 年}) \times 1.5/100\} \end{array}$$

- 60年改正によりこの受給資格の特例をなくす代わりに給付額の特例を行うこととし、60年改正以前と同様、長の期間12年で一般組合員が20年で受給できる年金額の35/40を受給できるよう60/100の特例加算額を設定。

$$\frac{9}{1000} \times 240 \text{ 月} \times 35/40 = \frac{9}{1000} \times 144 \text{ 月} + \underline{a \text{ (特例加算額)}}$$

(2・3階乗率) (20年) (12年)

- その後、平成12年の給付乗率5%引下げ(×95%)や平成15年の総報酬制の導入(÷1.3)があり、現行の43.846/100となった。